

## 市民国際交流推進事業補助金交付要綱

市民国際交流推進事業実施要綱（平成13年5月10日制定）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 本補助金は、姉妹都市の韓国・清州市及びドイツ・ハーナウ市、並びに交流都市の中国・太倉市及び中国・オールドス市及びロシア・ウラジオストク市、並びにその他の都市の中国・沙河市、並びに海外協会のブラジル鳥取県人会、並びに環日本海拠点都市会議会員都市の韓国・東海市、韓国・束草市、韓国・浦項市、中国・延吉市、中国・図們市、中国・琿春市、ロシア・ナホトカ市及びロシア・ハサン地区（以下「姉妹都市等」という。）を対象として実施する交流事業で、鳥取市民が主体となるものに対し、市民国際交流推進事業補助金を交付し、もって本市と姉妹都市等との幅広い草の根交流の裾野を広げることを目的とする。

### （補助対象事業）

第2条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当することを要するものとする。

- （1）鳥取市民を中心に構成される民間団体が事業実施主体であること。
- （2）経済、文化、スポーツ等分野を問わず、本市と姉妹都市等の市民が参画し、市民レベルでの相互理解と友好親善を促進するものであること。
- （3）原則として、本市又は姉妹都市等において実施するものであること。
- （4）営利を目的としない事業であること。
- （5）市から別途補助を受けていない事業であること。

### （補助対象経費）

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の総事業費のうち、次に定める経費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）及び食事料を除く。

- （1）渡航運賃（交流事業の経費と認められる額）
- （2）通訳謝金
- （3）会場借り上げ料、会場設営費
- （4）車両借り上げ料
- （5）原材料費
- （6）労務費
- （7）資料等印刷費
- （8）通信費
- （9）宿泊料
- （10）その他必要と認められる経費

### （補助金の交付）

第4条 本補助金は、補助対象経費の額から、その他の収入を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請における規則第4条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする団体（以下「補助申請団体」という。）が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

3 市長は前項による申請を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出を要しない場合)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1条第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 本補助金の実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれかの早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(その他)

第9条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の市民国際交流推進事業実施要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。